

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和5年度

「京都府中学校総合体育大会における  
複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟

# 「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。複数校合同チーム（以下、合同チームという）はあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること。

2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。

3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度京都府総体以降に複数校合同チームの実績のあるものについては、当年度についても、地区・ブロック中体連会長の承認のある場合、引き続き複数校合同チームを編成して京都府総体に参加することができる。）

・軟式野球（9）・ソフトボール（9）・バレーボール（6）・バスケットボール（5）  
・サッカー（11）・ハンドボール（7）・ホッケー（6）・ラグビーフットボール（12）

\*各競技の（ ）内は、規定人数を示す。

4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。この際、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること。

6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。

7 参加申し込み手続きは、代表校の校長より行う。

8 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は、参加校監督どちらか1名とする。（引率細則は適用）

9 本参加規定は、平成15年5月20日より実施する。

付則 平成24年5月14日に改正、その日より効力を発する。

令和5年5月2日に改正、その日より効力を発する。

# 「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定について」（解説）

京都府中学校体育連盟

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームはあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること。

- ・それぞれの学校において部活動として位置づけられている部に限る。
- ・合同チームを編成するための合同練習会を計画的に実施していること。
- ・登録は様式1-①・②、様式2-①・②をもって行う。

2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。

- ・非加盟校、他府県校との合同チームは認めない。

3 合同チームを認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度京都府総体に複数校合同チームの実績のあるものについては、当年度についても、地区・ブロック中体連会長の承認のある場合、引き続き複数校合同チームを編成して京都府総体に参加することができる。）

- ・部員が足りていない学校同士の合同チーム（原則）
- ・部員が足りている学校と部員が足りていない学校の合同チーム  
(実態を十分確認し、理事会で検討し決定)
- ・3校以上の編成については、その校数が集まらなければ、チーム編成ができない場合のみとなる。  
(実態を十分確認し、理事会で検討し決定)
- ・その他については、趣旨を踏まえて、理事会で検討の上、柔軟に対応する。

- ・軟式野球（9）
- ・ソフトボール（9）
- ・バレーボール（6）
- ・バスケットボール（5）
- ・サッカー（11）
- ・ハンドボール（7）
- ・ホッケー（6）
- ・ラグビーフットボール（12）

\*各競技の（ ）内は、規定人数を示す。

4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

- ・隣接するブロックのチームとは、計画的に合同練習会が実施できる範囲とする。
- ・隣接するブロックのチームと合同チームを編成するときは、登録の際に府専門委員長を通じて大会本部の承認を得ておくこと。

5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。この際、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること。

- ・代表校は登録依頼書(様式2-①)を地区中体連会長(地区専門部)に、地区中体連会長(地区専門部)は登録承諾書(様式2-②)を代表校に送付する。

6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。

- ・代表校を頭に記すこと。

7 参加申し込み手続きは、代表校の校長より行う。

- ・参加申し込みは、合同チーム参加申込書(様式3)により行う。

8 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は、参加校監督どちらか1名とする。(引率細則は適用)

- ・参加申込時に監督者氏名を明記すること。

9 本参加規定は、平成15年5月20日より実施する。

平成24年5月14日一部改正

令和5年5月2日一部改正

- ・状況に応じて改正する場合がある。
- ・本参加規定を改定する場合は、理事・専門委員長会議で協議し、理事会での議決をもって行う。

## 合同チームの参加に伴う手続きについて

### 1 合同チームの登録について（ブロック大会競技別のプログラム編成日より2週間前まで）

#### （1）合同チーム代表校の決定

- ・大会参加の手続きは、代表校校長より行う。
- ・隣接するブロックとの合同チームの場合は、各地区中体連理事長・専門委員長に連絡し適切な手続きを取り、決定をすること。

#### （2）合同チームの構成（メンバー）について

- ・様式1-①（依頼書）・様式1-②（承諾書）により、両校において合同チームが承諾されていること。
- ・様式1-②（承諾書）の当該校分の写しをチーム登録時に添付する。

#### （3）監督・大会引率について

- ・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員。引率者は出場校の校長・教員とする。（引率細則は適用）

#### （4）練習会の計画

- ・合同チームとしての練習会を実施すること。

#### （5）合同チームの登録

- ・様式2-①（チーム登録申請）を、地区中体連会長に提出する。
- ・当該校の承諾書（様式1-②）写し・部員名簿を添付する。

#### （6）地区中体連専門部は、次の手続きを経てチーム登録を許可する。（様式2-②）

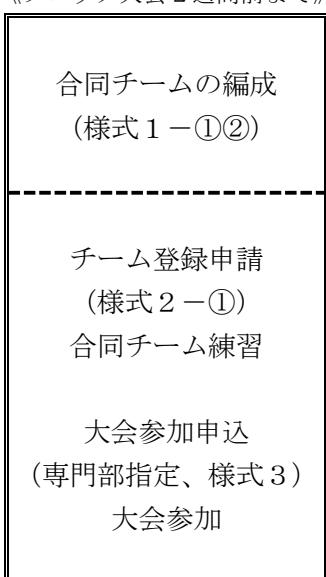
- ・申請の内容を検討し、チーム登録等について決定する。
- ・決定した内容を地区中体連理事長に連絡する。
- ・該当校長宛て（当該校全て）に承諾書（様式2-②）・大会申込書を返送する。

#### （7）事務局は、大会要項審議（第3回理事会）の場で、合同チームの登録・参加状況を確認する。

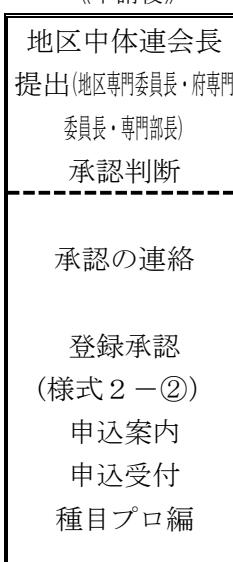
### 2 大会参加申し込みについて

専門部指定の申込み用紙（様式3を参照）で、期限までに代表校より申し込む。この際、合同チームの選手一覧表を添付する。

《ブロック大会2週間前まで》



《申請後》



《府総体参加》

